

(別 紙)

蒲情・個・行審答申第2号

(諮問第2号)

件名：令和4年度蒲郡市竹島地区観光地域振興事業実績報告書添付書類の部分公開決定

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年度蒲郡市竹島地区観光地域振興事業実績報告書添付書類に押印された印影を、「特定の個人が識別され得るものであるため」及び「法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため」との理由で非公開としたことについて、次に掲げるものを除き公開すべきである。

- (1) 蒲郡観光協会の職員が書類作成において割印として用いた個人印の印影
- (2) 領収書の発行者、取扱者等として押された個人の印影で、その個人が法人の代表者又は個人事業主でなく、かつ、氏名を公開されていないものの印影

1 審査請求に至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年4月7日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱に基づき、蒲郡観光協会より提出された令和4年度竹島地区観光地域振興事業に関する書類の公開の請求を行った。

(2) 実施機関の処分

実施機関は、令和4年度竹島地区観光地域振興事業に関する書類のうち、「事業収支決算数値を裏付ける領収書又は支出明細書」について、「令和4年度竹島地区観光地域振興事業実績報告書添付書類」と特定し、団体の担当者名及び印影については、「特定の個人が識別され得るものであるため」及び「法人の正当な利益を害するおそれのある情報のため」とし、法人の印影及び口座情報については、「法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため」として、令和5年4月21日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。

(3) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和5年5月24日付け（受付は同年5月25日付け）で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、印影の公開を求めるというものである。

(2) 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 本件処分に係る印影部分は、顧客であれば誰に対しても交付される物販業者、催事業者、製作者等発行の領収書に記載されている情報であり、業者自身の判断により不特定の顧客に対して開示されており、当該情報が開示しても事業者の「正当な利益」が損なわれることはない。

イ 印影であれば全て非公開としている市の対応は正すべきである。

3 実施機関の説明

実施機関が、弁明書及び口頭説明で主張している理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分では、蒲郡観光協会が領収書を要求したことにより押印されたものであり、その領収書には宛名が記載され発行相手の記録が残る不特定多数に交付されたものではない。
- (2) 領収書内の個人の印影については、個人の特定にも関与するものであり、代表者印については、会社の意思を対外的に表示する際に使われる重要な印鑑であり、契約書等に用いられる可能性があるということを考え、公開すべき情報ではない。

4 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与する、というものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適正な執行が阻害され、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例においては個人及び法人等の権利利益や公益と市民の公文書の公開を請求する権利との調和を図る観点から、原則公開の例外として公開しないことができる情報を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、請求人及び実施機関のそれぞれの主張から本件を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(2) 本件文書について

ア 本件文書の内容について

本件文書は、蒲郡観光協会から市に提出された令和4年度竹島地区観光地域振興事業実績報告書の添付書類（領収書）であり、事業者等の名称、担当者名、法人の代表者印又は個人印の印影、領収金額等が記載されている。

実施機関は、本件文書について、団体の担当者名及び印影については、「特定

の個人が識別され得るものであるため」及び「法人の正当な利益を害するおそれのある情報のため」とし、法人の印影及び口座情報については、「法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため」として、条例第6条第1項第2号及び第3号に該当すると主張している。

これに対し、請求人は、「平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷奈良県食糧費情報公開請求事件判例」（以下「最高裁判例」という。）を根拠として、前記2(2)のとおり主張しているため、本件文書において非公開とされている印影部分が条例第6条第1項第2号及び第3号に該当するものかどうか検討をする。

イ 条例第6条第1項第2号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第6条第1項第2号は、基本的人権としての個人の尊厳を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護することを目的として規定するものであり、明らかに個人のプライバシーを侵害する情報のほか、プライバシーを侵害するおそれのあるものも含めて「個人に関する情報」とし、原則として非公開とすることとしたものである。

条例第6条第1項第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報のうち、公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

当審査会が本件文書を実際に見分したところ、実施機関が非公開とした印影部分には、個人印の印影や法人の代表者印、角印、刷り込み印のような印影があることが認められた。

(ア) 個人印の印影について

本件文書に押印されている個人印の印影のうち、蒲郡観光協会の職員が書類作成において割印として用いた個人印の印影及び領収書の発行者、取扱者等として押された個人の印影で、その個人が法人の代表者又は個人事業主でなく、かつ、氏名を公開されていないものの印影は、特定の個人が識別され得るものであり、条例第6条第1項第2号に該当するため、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

本件文書に押印されている個人印の印影のうち、「蒲郡商工会議所青年部」の領収書等、個人の氏名が公開されているものの個人印の印影は、既に個人の氏名は公開されており、実施機関が主張する「特定の個人が識別され得るもの」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

(イ) 法人印の印影について

本件文書に押印されている法人印の印影のうち、「角印」及び「刷り込み印」の印影については、法務局に登録されている実印ではないことから、法的な効力を持つようなものではなく、実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当で

あると判断する。

本件文書に押印されている法人印の印影のうち、「代表者印」の印影については、印鑑証明の添付があるもの、契約書に押印されているもの等法務局に登録されている実印であることが明らかであれば、法的な効力を持つものであり、法人の内部情報として非公開とすることが妥当であるとする。

しかしながら、本件文書は、領収書という不特定多数の顧客に広く交付するような書類に押印されているものであり、法務局に登録されている実印かどうかの判断ができないものである。そうした場合に、請求人が審査請求の根拠とする最高裁判例の内容に照らし合わせると、領収書のように事業者が不特定多数の顧客に交付する書類に実印を押印するようなことは考え難く、実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

また、事業を営む個人の個人印の印影は、条例において法人に関する情報と同様の取扱いをするものとされており、最高裁判例の内容に照らし合わせると、銀行との取引に使用されるものとは考えられず、実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

なお、実施機関が非公開としている部分には、単に「領収印」と表示しているもの、印影ではなく企業のロゴが認められたが、これらは実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和6年 1月31日	実施機関からの諮問（産業振興部観光まちづくり課）
令和6年 2月21日	実施機関の口頭説明
令和6年 3月18日	請求人による口頭意見陳述及び審議
令和6年 8月 8日	審議及び答申の検討
令和6年 8月13日	答申